

○石垣市文化財の指定・認定・選定及び選択基準

平成9年8月5日
教育委員会告示第12号

第1 市指定有形文化財指定基準

1 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で石垣市の文化史上貴重なもの
- (2) 石垣市の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 渡来品で石垣市の文化にとって特に意義のあるもの

2 工芸の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 石垣市の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で石垣市の工芸史上意義深く、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、沖縄の書道史上優秀なもの又は文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、著述稿本、聖教等の原本又は優秀な古写本で沖縄の文化史上貴重なもの
- (3) 書籍類、典籍類で歴史上又は系統的にまとまって伝存し、重要なもの
- (4) 渡来品で石垣市の文化にとって特に意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、石垣市の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類(絵画、系図、家譜等を含む)等は、その原本又は、これに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、学術的価値の高いもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で石垣市の歴史上特に意義のあるもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他先史時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) 原史時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 城、蔵元跡、経塚、墓等の出土品その他王府以後の建物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 渡来品で石垣市の歴史上意義が深く、かつ、代表的なもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等石垣市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 石垣市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 石垣市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で石垣市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値が特に高いもの

7 建造物の部

建造物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁、石塔、墓等)の各時代の建造物遺構及びその部分で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 地方的特色において顕著なもの

第2 市指定無形文化財指定基準

1 芸能関係

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (ア) 芸術上特に価値の高いもの
 - (イ) 芸術史上特に重要な地位を占めるもの
 - (ウ) 芸術上価値が高く、又は芸術史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの
- (2) 前項の芸能の成立又は、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術的価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第3 市指定無形文化財の保持者及び保持団体の認定基準

1 芸能関係

- (1) 保持者
 - (ア) 市指定無形文化財に指定される芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
 - (イ) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
 - (ウ) 2人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

- (2) 保持団体芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

2 工芸技術関係

(1) 保持者

- (ア) 市指定無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者

- (イ) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

- (ウ) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

- (2) 保持団体工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

第4 市指定有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において、市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

- (2) 生産、生業に用いられるもの例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、作業場等

- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの例えば、運搬具、舟車等

- (4) 交易に用いられるもの例えば、計算具、計量具、看板、鑑板等

- (5) 社会生活に用いられるもの例えば、贈答用具、警防用具等

- (6) 信仰に用いられるもの例えば、祭祀具、法会具、奉納具、偶像類、呪術用具、社祠、御嶽等

- (7) 民俗知識に関して用いられるもの例えば、暦類、ト占用具、医療具等

- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

- (9) 年中行事に用いられるもの例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

- 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの

- (2) 時代的特色を示すもの

- (3) 地域的特色を示すもの

- (4) 生活階層の特色を示すもの

- (5) 職能の様相を示すもの

- 3 他民族に係る前2項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、市民の生活文化との関連上特に重要なもの

第5 市指定無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、重要なもの

- (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの

3 地域的特色を示すもの

第6 市指定史跡名勝天然記念物指定基準

1 史跡

次に掲げるもののうち石垣市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、遺物包含地、住居跡、グスクその他この類の遺跡
- (2) 番所跡、蔵元跡、城跡、防塁その他政治に関する遺跡
- (3) 古戦場、戦災跡、戦跡その他戦争に関する遺跡
- (4) 社寺又は境内、経塚、御嶽その他祭祀信仰に関する遺跡
- (5) 一里塚、馬場跡、並木道、地割地跡、窯跡、猪垣、魚垣、遠見台跡その他産業交通土木に関する遺跡
- (6) 墳墓及び碑
- (7) 旧宅、園地、井泉、樹石その他特に由緒ある地域の類
- (8) 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝

次に掲げるもののうち石垣市のすぐれた郷土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹など叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫等の生息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 瀑布、溪流、湖沼、湿原、湧泉、河川
- (7) 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- (8) 山岳、丘陵
- (9) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち、学術上貴重で石垣市の自然を記念するもの

- (1) 動物

- (ア) 自然環境における固有の動物又は動物の群集及びその生息地
- (イ) 石垣市固有の動物で著名なもの及びその生息地
- (ウ) 固有の産ではないが、石垣市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (エ) 家畜以外の動物で海外より石垣市に移殖され、現時野生の状態にある著名なもの及びその生息地
- (オ) 特に貴重な動物の標本
- (2) 植物
 - (ア) 代表的原始林、稀有の森林植物相
 - (イ) 著しい植物分布の限界地
 - (ウ) 代表的並木道
 - (エ) 特殊岩石地植物群落
 - (オ) 代表的原野、紅葉林、海岸、砂地植物群落
 - (カ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
 - (キ) 名木、巨樹、奇形木、栽培植物の原木
 - (ク) 洞穴、池泉、湖沼、河川、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物の生ずる地域
 - (ケ) 着生草木の著しく自生する岩石又は樹木
- (3) 地質鉱物
 - (ア) 地震断層など地塊運動に関する現象
 - (イ) 地層の褶曲及び衝上
 - (ウ) 地層の整合及び不整合
 - (エ) 生物の動きによる地質現象
 - (オ) 風化及び侵蝕に関する現象
 - (カ) 岩石、鉱物及び化石の産出状況
 - (キ) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
 - (ク) 岩石の組織
- (4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

第7 市選定保存技術選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸術の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第 8 市選定保存技術の保持者及び保存団体の認定基準

- 1 保持者市選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 2 保存団体市指定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

第 9 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

- 1 芸能関係音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち、沖縄の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの
- 2 工芸技術関係陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

第 10 記録作成等の措置を講ずべき無形の、民俗文化財の選択基準

- 1 風俗習慣のうち次の各号の一に該当し、重要なもの
 - (1) 由来、内容等において石垣市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、重要なもの
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 無形の民俗文化財のうち前 2 項には該当しないが、市指定有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
- 4 他民族に係る前 3 項に規定する無形の民俗文化財で市民の生活文化との関連上特に重要なもの